

## 取引所サービス約款 新旧対照表

2021年4月21日  
GMOコイン株式会社

Page	新	旧
5 頁目	<p><u>第21条 (追加証拠金)</u></p> <p>1 当社は、毎営業日(土日祝日を含みます。以下同じ。)建玉を保有しているお客様に対し午前6時30分時点の口座状況の確認を実施することとし、同時点における証拠金預託額が証拠金必要額に対する当社所定の基準を下回った場合、当該基準に不足する額の追加証拠金が発生するものとします。ただし、お客様が取引所(現物)サービスにおける買い注文を行っていた場合にあっては、当該注文を取り消した後、当該注文の取消し後のお客様の金銭の残高を基に、あらためて前項に基づく追加証拠金の判定が行われるものとします。なお、追加証拠金が発生した後、相場の変動等によりお客様の証拠金預託額が当社所定の基準まで回復した場合であっても、追加証拠金は解消しないものとします。</p> <p>2 当該追加証拠金が発生した時点で、未約定の取引所(レバレッジ)サービス及び暗号資産FXにおける注文は失効するものとします。</p> <p>3 お客様は、第1項に定める追加証拠金を、当該追加証拠金が発生した営業日午前3時まで、以下のいずれかの方法により解消しなければならないものとします。</p> <p>(1) 不足額に相当する日本円を入金する方法</p> <p>(2) 不足額が解消するよう建玉を決済する方法</p> <p>(3) お客様が当社に預託する暗号資産を売却の上、当該売却代金を不足額に充当する方法</p> <p>4 前項の日時までに追加証拠金の解消を当社が確認できない場合、当社はお客様に通知することなく、すべての建玉を強制決済することができるものとします。</p> <p>5 お客様は、追加証拠金を解消するまでの間、取引所(レバレッジ)サービス及び暗号資産FXにおける新規注文、販売所及び取引所(現物)サービスにおける新規買い注文並びに日本円の出金及び暗号資産の送付はできないものとします。</p>	(新設)
5 頁目	第22条 (ロスカット)	第21条 (ロスカット)

## 取引所サービス約款 新旧対照表

2021年4月21日  
GMOコイン株式会社

Page	新	旧
5 頁目	第2_3条 (不足金)	第2_2条 (不足金)
5 頁目	<p>第2_4条 (取引ルール)</p> <p>1 当社は、本取引に関し、次の各号に定める事項を取引ルールとして定め、当社ウェブサイトに表示するものとします。</p> <p>(1) 取引対象の銘柄</p> <p>(2) 注文又は建玉の数量の制限</p> <p>(3) 必要な証拠金の額の計算方法</p> <p>(4) <u>追加証拠金</u></p> <p>(5) <u>ロスカットルール</u></p> <p>(6) <u>取引日及び取引時間</u></p> <p>(7) <u>手数料</u></p> <p>(8) 前各号に定めるほか本取引に関する事項</p>	<p>第2_3条 (取引ルール)</p> <p>1 当社は、本取引に関し、次の各号に定める事項を取引ルールとして定め、当社ウェブサイトに表示するものとします。</p> <p>(1) 取引対象の銘柄</p> <p>(2) 注文又は建玉の数量の制限</p> <p>(3) 必要な証拠金の額の計算方法</p> <p>(4) <u>ロスカットルール</u></p> <p>(5) <u>取引日及び取引時間</u></p> <p>(6) <u>手数料</u></p> <p>(7) 前各号に定めるほか本取引に関する事項</p>
6 頁目	第2_5条 (利用許諾)	第2_4条 (利用許諾)
6 頁目	第2_6条 (取引所APIの利用等)	第2_5条 (取引所APIの利用等)
7 頁目	第2_7条 (免責)	第2_6条 (免責)
7 頁目	<p>附則</p> <p>2018年 9月 5日 制定</p> <p>2019年 4月24日 改定</p> <p>2019年10月23日 改定</p> <p>2020年 5月 1日 改定</p> <p>2020年 6月11日 改定</p> <p>2020年 8月 5日 改定</p> <p><u>2021年 4月21日 改定</u></p>	<p>附則</p> <p>2018年 9月 5日 制定</p> <p>2019年 4月24日 改定</p> <p>2019年10月23日 改定</p> <p>2020年 5月 1日 改定</p> <p>2020年 6月11日 改定</p> <p>2020年 8月 5日 改定</p>

以上